平成２６年（フ）第８０５号
神戸市東灘区魚崎中町２丁目12番18号、従前の住所神戸市灘区上野通３丁目３番10号
債務者　ケイエス商事こと　炭山　克見
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉浦　健二
4　破産債権の届出期間　平成27年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月10日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３３６号
大分市大字永興609番地の25
債務者　藤川　幸男
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠本　敏行
4　破産債権の届出期間　平成27年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月17日午後２時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１０５６号
さいたま市桜区大字下大久保10番地２　コンフォータブルプラス下大久保105
債務者　落合　幹夫
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲里　建良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５２号
兵庫県豊岡市但東町中山32番地の６
債務者　本田アルミ建材こと　本田八千代
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　武之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月24日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第１８９２号
横浜市西区西前町２丁目45番地１　メゾンファミーユ404号
債務者　西　　憲治
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安達　　信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月29日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５９号
北海道滝川市江部乙町1762番地１
債務者　遠藤　隆治
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　政池　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第１８６３号
愛知県春日井市石尾台６丁目17番10　タチバナＭ棟102号、住民票上の住所愛知県春日井市石尾台２丁目７番地11
債務者　渡部　　健
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土方　周二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１２号
香川県高松市松島町３丁目７番18号
債務者　小西　和臣
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　龍太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２１６号
香川県高松市上福岡町883番地４　ライオンズマンション高松上福岡203号
債務者　小谷　　恵
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後２時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富家佐也加
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１９１号
福岡県小郡市美鈴が丘３丁目10番地８
債務者　川谷　洋子
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日野　佳弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２２１号
福岡県三井郡大刀洗町大字高樋1118番地２
債務者　古賀　光雄
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三宅　賢和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月４日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第４９０５号
大阪市旭区高殿４―16―15、住民票上の住所大阪市都島区都島中通３丁目15番８―603号
債務者　若林　忠志
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下　彩子
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２４９号
北海道亀田郡七飯町字中野705番地２
債務者　木村　龍司
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３４３号
函館市亀田本町62番19―101号
債務者　堀井　拓也
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第６７号
岐阜県養老郡養老町色目408番地４
債務者　杉村リサこと　リサ　マスタニ　スギムラ
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第１２２号
松江市雑賀町1424番地
債務者　松尾　久子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
松江地方裁判所民事部